館内利用時間等のご案内

営業時間

平　日	9：00～23：00
土曜日	9：00～21：00
日曜・祝日	9：00～20：00

※施設利用は各営業時間終了の 15 分前までとなります。

休館日

■毎週火曜日

■臨時休館日（年末年始・お盆・館内行事・施設修繕等）

※臨時休館日に関しては、事前に館内又は HP にて告知致します。

駐車場ご利用時間

■営業時間に準ずる

※駐車場は60分無料です。
それ以上のご利用は、当日館内利用された方に限りフロントにて無料駐車券を発行致します。無料駐車券は営業時間内のみ発行致します。営業時間を過ぎての発行は致しかねます。

会員証について

・会員証はチェックイン、チェックアウト時に端末にかざして下さい。
・館内利用中は、スタッフが目視できる手首に付けてください。
※途中退館されて再度利用される方は、最終退館時にチェックアウトをお願いします。

館内マナーアップについて

みなさまが快適にご利用いただくために、マナーアップのご協力をお願いしております。

全館

フロント

施設のご案内から利用相談までお気軽にどうぞ。

ロッカールーム

お好きな場所をお選びいただけます。シャワー・ドレッサーも完備。

マシン・ストレッチエリア

スタッフ常駐。安心のサポートで明るく楽しくトレーニング!

フリーウェイトエリア

全身を効率良くトレーニング!

スタジオ

楽しく動いてリフレッシュ&トレーニング♪

HOT スタジオ

ホット&コラーゲンランプで美肌&デトックス♪

服装・持ち物のアドバイス

マシン・スタジオ

HOT スタジオ

※プログラムにより指定あり

会費のお支払い方法について

月会費のお支払い（通帳記入または、カード利用明細にてご確認下さい。）

月会費は前払いとなります。

たとえば
6月分会費　5月27日 振替

■口座振替の場合
振替日…毎月27日
※振替日が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日の振替となります。

■クレジットカード払いの場合
請求日…毎月10日
※請求日が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日の振替となります。
※口座引落日は、クレジットカード会社の締日により異なります。

各種手続きについて

・お電話や FAX、郵送での受付はいたしかねますので予めご了承ください。
・記入書類には、お申し込みご本人様の署名が必要となります。
・記入書類は、クラブフロントにご用意しております。
・会員証をご持参ください。

各種手続		手数料	申込期日	手続必要品
退　会		無料	退会月の5日まで	会員証・サイン
会員種類変更	エリアオプション変更※1	1,000円(税別)	変更希望月の前月5日まで	
	利用回数変更	無料		
	その他オプション			
氏名・住所変更 振込口座変更		無料	随時	会員証、キャッシュカード
会員証再発行※2		1,000円(税別)or 2,000円(税別)		ご本人確認証
ロッカーキー紛失		2,000円(税別)		

※1エリアオプション変更はリストバンド色の変更の為、1,000円(税別)かかります。
※2会員証の再発行は、ICチップとリストバンド、それぞれ1,000円(税別)かかります。
共用ロッカー利用に必要な会員カードの再発行は1,000円（税別）かかります。

「個人情報の取扱い」に関するお知らせ

株式会社プローバウェルネス

いつもフィットネスジム Vace１(以下「本クラブ」といいます。) をご利用いただき誠にありがとうございます。

本クラブでは、本クラブの利用をはじめ当社のサービス、商品を安心、安全にご利用いただくために、本クラブ会員様の氏名、住所、電話番号等 (以下「個人情報」といいます。) の必要な情報を、事業運営するにあたり取り扱いをさせていただいております。

個人情報の取扱いについて以下の通りご案内いたします。

本クラブは、従来にも増して皆様の情報の適正な保護に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

①個人情報の利用目的

本クラブは本クラブにご入会・ご利用いただくにあたり、各種申込の受付などで個人情報を取得しますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

1. 本クラブ会員様の把握
2. 本クラブ会員様の状況把握
3. 本クラブに関するご案内 (各種ご案内・PR・緊急時連絡・会費請求等)
4. 本クラブ運営の為の各種データ収集

※尚、本クラブは上記業務を円滑に進めるために、金融機関、回収代行会社、クレジットカード会社、情報処理会社、その他提携会社・インストラクター・医療機関等に業務の一部を委託することがあります。

その場合、本クラブは、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

②個人情報の共同利用

個人情報の一部に限り、以下のとおり共同利用します。

共同して利用する者　　フィットネスジム Vace１本部　Vace1 各店　各運営受託店

利用する者の目的　本クラブ価値・安全性の向上の為の情報収集、全店合同 PR 等

個人情報の管理について責任を有する者　株式会社プローバウェルネス（主としてフィットネスジム Vace１各店とし共同して利用する者を含む）

③ご本人様の個人情報の開示等

本クラブが保有する個人情報に関して、ご自身の情報の開示等をご希望される場合は、以下の方法にて受付いたします。

受付手続き

以下の受付窓口まで、電話、郵送にてご連絡ください。

ご本人であることの確認※1 をしたうえで、書面交付または本クラブが適当であると認めた方法にて回答いたします。

お申出内容によっては、本クラブ所定の申込書面をご提出いただく場合があります。

また、回答に日数を要することがありますのでご了承ください。

尚、書面での回答については、本クラブ所定の手数料をお支払いいただきます。

受付手続きについての詳細は、お申出いただいた際にご案内いたします。

※1 ご本人確認については、会員証を提示の上、以下の方法等で確認いたします。

1. 氏名・住所・電話番号及び、会費の支払いの為の振替口座番号の本クラブご登録情報の確認
2. 確認後当社ご登録電話番号へ折り返しお電話にての確認

④受付窓口

電話の場合・・・050-3625-1322

受付時間 10：30 ～ 17：00（平日のみ）

郵送の場合・・・〒732-0828　広島市南区京橋町２番２４－２０１号

株式会社プローバウェルネス「個人情報受付」係

⑤その他

申込用紙・イベントお申し込み等の個人情報の保管について

書面にていただいた個人情報につきましては、本クラブ在籍中に限り保管いたします。

ご退会・イベント終了後は、最長３年間保管の上、シュレッダーにかけ、確実に破棄いたします。

また、個人情報保護方針についてはこちらをご覧ください。

⇒http://www.provanet.co.jp/privacy/index.html

施設利用約款

第１章　総則

第１条（目的）

フィットネスジム Vace１（以下「本クラブ」という）は、会員の心身の健康維持及び健康増進を図るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的とします。

第２条（運営及び管理）

本クラブの運営及び管理は、株式会社プローバウェルネス（以下「 当社 」という）が行います。

第３条（適用範囲）

この施設利用約款 (以下「本約款」という) は、本クラブの施設利用者すべての方に対して適用されます。

第２章　会員資格

第４条（会員制）

本クラブは会員制といたします。

第５条（入会資格）

本クラブの会員となることができるのは、第１条に掲げる目的に賛同し、次の各号のすべてに該当する方といたします。

一　本約款及び諸規則を遵守していただける方
二　会費等の支払いにおいて、本クラブ指定の支払方法で決済が可能な方
三　健康状態に特に異常のない方
四　妊娠していない方
五　反社会的組織に属し又はそれらに類似する団体の関係者等でない方
六　年齢が２０歳未満の方は、原則として親権者の同意を必要とします。
　　なお、未成年者の入会については第８条の定めによります。
七　本クラブ又は他の会員制スポーツクラブ等で除名等の処分を受けたことがない方
八　その他、本クラブが会員として適格であると判断した方

第６条（入会手続）

1　入会を希望する方は、所定の申込方法により本クラブに申し込むものとします。
2　所定の入会手続後、本クラブに入会を承認された方は、本約款で定める入会金、登録料、その他の費用を本クラブに支払うものといたします。
3　前項の手続きが完了した方は、会員として本クラブを利用することができます。
4　入会後、転居による住所変更等の会員情報に変更があった場合、会員は速やかに本クラブに届け出なければなりません。

第７条（会員区分）

1　会員は次の区分により、本クラブを利用できます。
　一　フィットネス会員
　二　法人会員
2　会員の本クラブの利用範囲その他の条件については、本クラブが定めた通りとします。

第８条（未成年者）

入会を希望する方が未成年のときは、本人とその親権者の連名による入会手続をするものとします。この場合、その親権者は本人が成年となった翌月まで自ら会員となった場合と同様に、本人と連帯して本約款に基づく責任を負うものとします。

第９条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号の一に該当した場合に、その会員資格を失います。

一　会員が所定の退会届出書を、退会希望月の５日までに本クラブに提出した場合
　　ただし、当該退会締切日が休館日の場合は前営業日までとします
二　フィットネス会員においては、会員本人が死亡した場合
三　法人会員については、その法人が解散した場合
四　本約款第１０条により本クラブから除名処分を受けた場合
五　本クラブの全部が廃止された場合

第１０条（除名処分）

本クラブは、会員が次の各号のひとつでも該当した場合、当該会員を除名処分にすることができるものとします。なお、除名処分を受けた会員は、本クラブが運営するすべてのクラブへの入会及び立入りを禁止します。

一　会員として納入すべき諸費用を２か月以上滞納した場合、又は理由の如何を問わず滞納を繰り返した場合
二　法令、本約款・その他本クラブの定める諸規則に違反する行為があった場合
三　会員として相応しくない言動、非行、又は会員自身の故意又は重大な過失により、施設に損傷を与えた場合
四　本クラブの名誉、信用を毀損した場合
五　入会に際し、重大な虚偽の申告、記載漏れ等があった場合
六　前各号に準ずるような事由があった場合

第１１条 (入場禁止、退場)

1　本クラブは、会員が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該会員に対し入場禁止又は退場の措置を執る場合があります。
　一　健康状態を害しており、施設の利用が好ましくないと判断される場合
　二　酒気を帯びている場合
　三　本約款その他、本クラブの定める諸規則に違反した場合
　四　他の会員、施設の利用者に迷惑をかけると判断される場合
　五　指定場所以外で喫煙及び飲食をした場合
　六　前各号に準ずるような事由があった場合
2　前項の各号に該当する行為を繰り返し行った場合は、会員資格の停止又は除名処分を受ける場合があります。

第３章　会員及び施設利用者の権利及び義務

第１２条（入会金及び登録料）

会員は、本クラブが別途定める入会金及び登録料を支払うものとします。

第１３条（会費）

1　会員は、本クラブが別途定める会費を前納するものとします。
2　会員は利用の有無を問わず、その在籍中は会費を支払うものとします。
　なお、一度納入いただいた会費は、法令の定め又は本クラブが認める理由がなければ返還いたしません。

第１４条（会員証）

1　本クラブは、フィットネス会員には会員証を、法人会員には利用券又は会員証を発行します。
2　会員証は会員本人のみが使用でき、他人に貸与、質入れ又は譲渡はできません。
3　会員は本クラブを利用するときは、常に会員証を掲示し又は利用券を提出するものとします。
4　会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません（有料）。

第１５条（会員の施設利用範囲）

1　会員は当社運営及び管理する本クラブのうち、当社が指定する施設（店舗）を相互利用することができます。
2　会員は、本クラブが定める営業期間中、本クラブを第７条の会員区分に従って利用することができます。ただし、本クラブをスクール・特別行事等で使用する場合は、会員が利用できないことがあります。その場合は事前に館内告知等の方法でお知らせすることとします。
3　会員の共用ロッカー利用は、営業時間中のみとします。

第１６条（ビジターの取り扱い）

1　本クラブは、施設に余裕があるときは、会員の同伴又は紹介により、体験入会等により会員以外の方（以下「ビジター」という）に本クラブを利用させることができます。
2　ビジターの利用料金は、別途本クラブが定めます。
3　ビジターが本クラブを利用するときは、必要な事項について本約款の定めを準用します。
4　会員は、同伴又は紹介したビジターの行為について連帯して責任を負うものとします。

第１７条（施設利用者の損害賠償責任等）

1　施設利用者は、本クラブの利用中、自己の責に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとします。
2　施設利用者間のトラブルについて、本クラブは一切関与しないものとします。

第１８条（未払金の請求）

本クラブは、会員資格が喪失後においても、会費、料金又は諸費用の未払金について、請求することができるものとします。

第４章　管理・運営

第１９条（施設の休業）

本クラブは、所定の定休日の他、次の各号の場合は本クラブの全部又は一部を休業することができるものとします。

一　天候不良又は災害等により、本クラブが開場不可能と判断した場合
二　施設の改修、補修又は点検等のため、本クラブがやむを得ないと判断した場合
三　従業員研修又は福利厚生等の理由により、本クラブが必要と判断した場合
四　著しい社会情勢の変化があった場合
五　その他、本クラブが必要と判断した場合なお、休業に関するお知らせは、原則として１か月前までに館内掲示または本クラブウェブサイトにて会員に告知するものとします。

第２０条（施設の廃止と会費の返還）

1　本クラブは、施設の全部を廃止する場合、災害等のやむを得ない事情による場合を除き、廃止の３か月前までに会員に対して告知するものとします。
2　本クラブの全部が廃止された場合、既に支払われた会費に対する未経過分があるときは、本クラブはその未経過分を月割計算で算出し、無利息にて会員に返還いたします。
3　前項の返還に当たって、会費、料金又は諸費用等に会員の未納金があった場合、それらを控除して支払うものとします。

第２１条（会費等の改定）

本クラブは、本約款第１２条及び第１３条に定める本クラブ利用にかかる会費、料金又は諸費用等の金額を社会経済情勢の変動に応じて改定することができるものとします。なお、会費等の改定に関するお知らせは、原則として１か月前までに館内掲示又は本クラブウェブサイトにて会員に告知するものとします。

第２２条（個人情報の保護）

1　本クラブは、個人情報の保護に関する法令、ガイドラインその他の規範を遵守します。
2　本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める個人情報保護方針に従って適切に取り扱うものとします。

第２３条（法令等の遵守）

会員は、本クラブの利用にあたって法令はもとより本約款及び諸規則等を遵守するものとします。

第２４条（その他）

本約款に定めがない事項並びに業務上必要な事項は、必要に応じて本クラブが定め、会員はこれを遵守するものとします。

第２５条（約款の改定）

本クラブが必要と認めた場合、本約款及び諸規則等の改定を行うことができるものとします。なお、改定した本約款の効力等は、館内掲示または本クラブウェブサイトにて会員に告知することにより、全会員に及ぶものとします。

第５章　付則

第２６条（実施日）

本約款は、令和元年９月２日に一部改定いたします。

fitness gym Vace

GUIDE BOOK

フィットネスジムベースワン大町店